

平成28年第2回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成28年6月6日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（18名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	19番 三浦三一

欠席議員（2名）

18番 原田定信	20番 稲岡正一
----------	----------

会議録署名議員

7番 吉田稔	8番 森本節弘
--------	---------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	副市長 藤井正助
政策監 市原俊明	教育長 坂東英司
企画総務部長 町田寿人	市民部長 坂東重夫
健康福祉部長 高島輝人	産業経済部長 天満仁
建設部長 大野芳行	教育次長 後藤啓
教育次長 高田稔	企画総務部次長 安丸学
企画総務部次長 石川久	市民部次長 三浦康雄
健康福祉部次長 野崎圭二	産業経済部次長 阿部芳郎
建設部次長 川野一郎	吉野支所長 松岡厚子
土成支所長 郡久美子	阿波支所長 塩田英司
会計管理者 吉田一夫	水道課長 阿部守
農業委員会事務局長 秋山雅彦	監査事務局長 那須啓介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 妹 尾 明 事務局長補佐 大 倉 洋 二
事務局主査 谷 あけ美

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 行政報告

日程第 4 副議長の辞職について

追加日程第 1 副議長選挙について

日程第 5 議案第 76 号 平成 28 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 6 議案第 77 号 阿波市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について

日程第 7 議案第 78 号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について

日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 27 年度阿波市一般会計補正予算（第 8 号）について)

日程第 9 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 27 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について)

日程第 10 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 27 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について)

日程第 11 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 27 年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について)

日程第 12 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 27 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）について)

日程第 13 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

(平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第4号)について)

日程第14 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市税条例の一部改正について)

日程第15 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第16 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市青少年育成センター設置条例の一部改正について)

日程第17 報告第 2号 平成27年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第18 報告第 3号 平成27年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

午前10時00分 開会

○議長（江澤信明君） 現在の出席議員は18名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

ただいまから平成28年第2回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、議長会関係会議の概要をご報告いたします。

去る4月8日に、小松島市において第152回徳島県市議会議長会定期総会が開催され、平成27年度の会計収支決算を承認するとともに、平成28年度の予算並びに四国市議会議長会定期総会への提出議題を協議し、原案のとおり決定いたしました。

続いて、4月26日、第78回四国市議会議長会定期総会が松山市において開催され、議長、副議長が出席いたしました。総会において、特別表彰16年以上議員として出口議員が表彰されました。

次に、5月31日、第92回全国市議会議長会定期総会が東京都において開催され、議長が出席いたしました。総会において、特別表彰25年以上議員として稲岡議員、一般表彰15年以上議員として岩本議員、阿部議員、10年以上議員として江澤議員、森本議員、全国市議会議長会評議員として木村議員に感謝状が贈呈されました。

続いて、組合関係、その他についてご報告申し上げます。

組合関係では、3月30日と6月3日に徳島中央広域連合議会に出席をいたしました。

その他といたしまして、4月11日、小・中学校入学式、5月22日、土器川総合水防演習、5月27日、阿波市婦人団体連合会総会、5月28日、戦没者追悼式などの諸会合、式典に出席しております。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

次に、監査委員から、平成28年2月、3月、4月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されております。関係書類を議会事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

次に、2月22日から5月30日に開催された議会運営委員会までに受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしく願い申し上げます。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告い

たしておきます。

諸般の報告は以上のおりであります。

続きまして、四国市議会議長会並びに全国市議会議長会から表彰を受けられました議員の皆様には表彰状の伝達を行います。

○議会事務局長（妹尾 明君） それでは、四国市議会議長会被表彰者のお名前を申し上げます。

出口治男議員、どうぞ演台の前までお越してください。

○議長（江澤信明君） 表彰状。阿波市、出口治男殿。あなたは市議会議員在職16年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰いたします。平成28年4月26日、四国市議会議長会会長、松山市議会議長丹生谷利和。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（妹尾 明君） それでは、席にお戻りください。

続きまして、全国市議会議長会被表彰者のお名前を申し上げます。

稲岡正一議員、岩本雅雄議員、阿部雅志議員、森本節弘議員、江澤信明議員の5名でございます。

どうぞ演台の前までお越してください。

名前を呼ばれた方から一人ずつ前にお進みください。

岩本雅雄議員。

○議長（江澤信明君） 表彰状。阿波市、岩本雅雄殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰をいたします。平成28年5月31日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（妹尾 明君） 阿部雅志議員。

○議長（江澤信明君） 表彰状。阿波市、阿部雅志殿。あなたは市議会議員として15年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成28年5月31日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（妹尾 明君） 森本節弘議員。

○議長（江澤信明君） 表彰状。阿波市、森本節弘殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成28年5月31日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。（拍手）

〔議長交代〕

○副議長（榎原賢二君） 表彰状。阿波市、江澤信明殿。あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第92回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。平成28年5月31日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。（拍手）

〔議長交代〕

○議会事務局長（妹尾 明君） 席にお戻りください。

続きまして、全国市議会議長会より木村議員に感謝状が贈られております。木村議員、どうぞ演台の前までお越しくください。

○議長（江澤信明君） 感謝状。阿波市、木村松雄殿。あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、今回の使命達成に尽くされ、功績はまことに顕著なものがありますので、第92回定期総会に当たり、深甚なる感謝の意を表します。平成28年5月31日、全国市議会議長会会長岡下勝彦。

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（妹尾 明君） 席にお戻りください。

○議長（江澤信明君） 今回表彰されました議員の皆様の長年のご労苦に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに、心よりお祝いを申し上げます。今後とも健康に留意され、市政発展のためますます活躍されることをご期待申し上げます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（江澤信明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番吉田稔君、8番森本節弘君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（江澤信明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、5月30日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長に報告を求めます。

三浦議会運営委員長。

○議会運営委員長（三浦三一君） 議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の協議の結果について報告申し上げます。

平成28年第2回阿波市議会定例会の運営協議のため、5月30日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側から市長、副市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日6月6日から6月27日までの22日間に決定いたしました。

なお、議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

6月15日の本会議は午前10時に開会いたしまして代表質問、一般質問を予定しております。6月16日も午前10時に開会し一般質問、6月17日も午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会の付託を予定しております。

次に、6月20日午前10時から文教厚生常任委員会、6月21日午前10時から総務常任委員会、6月22日午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、6月27日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日6月7日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（江澤信明君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から6月27日までの22日間とすることにご異議ご

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 異議なしと認めます。よって、会期を本日から6月27日までの22日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（江澤信明君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日は、平成28年第2回阿波市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、お忙しい中ご出席をいただき、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたりまして、格別のご支援、ご協力をいただいておりますこと、心からお礼申し上げます。

まず初めに、先ほど伝達がございました全国市議会議長会より表彰を受けられました稲岡正一議員、岩本雅雄議員、阿部雅志議員、江澤信明議員、森本節弘議員、評議員として感謝状を受けられました木村松雄議員、四国市議会議長会から特別表彰を受けられた出口治男議員、各位におかれましては長年のご功績に対しまして心から敬意を表しますとともに、お祝いを申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

まず初めに、熊本地震についてであります。

去る4月14日に発生いたしました熊本地震は、震度7を観測する地震が2度にわたって発生したほか、その後も大きな揺れが続くなど、死者49名、関連死が疑われる方も20人を数え、最大時には18万人を超える方々が避難されるなど、甚大な被害をもたらしたところであります。

本市におきましては、熊本県地震被災地支援に係る市町村職員派遣要請を受け、徳島県派遣チームとして5月19日から23日までの5日間、阿波市派遣職員第1団として2名の職員が現地入りし、被災地支援を行いましたほか、阿波市社会福祉協議会と連携し、熊本地震災害義援金の募集を行うなど、被災地の支援を行ってきたところであります。今後とも、県や他市町村と連携しながら被災地支援に努めるとともに、今回の震災から得られた教訓や課題を踏まえ、本市の防災対策に生かしてまいります。



次に、活力ある阿波市農業実現への取り組みについてであります。

去る4月21日、JA阿波町野菜集出荷貯蔵施設・販売力強化施設竣工式並びに記念式典がとり行われました。

この竣工されました施設は、近年増産が著しいブロッコリーと特産のレタス専用の集出荷貯蔵施設として品質保持のための低温管理機能を備えるなど、さらなる生産規模の拡大や出荷体制の強化が図られるものであり、今後本市農業振興の拠点として重要な役割を担う施設として機能されることを期待しております。

また、先月11日には、千葉県に本社を置くイオンアグリ創造株式会社の四国初の直営農場となるイオン徳島あわ農場において、市場幼稚園の園児の皆さんと一緒にトウモロコシの定植祭が行われました。イオンアグリ創造株式会社には、新鮮で品質のよい野菜を生産していただくとともに、子どもたちの食育にも資するなど、地域に根差した農場運営を展開していただきたいと考えております。

次に、阿波市総合戦略の推進についてであります。

昨年10月に策定をいたしました「輝く阿波市に煌めく未来」阿波市総合戦略について全庁を挙げた取り組みを進めるため、4月1日に戦略の基本目標ごとに部局横断型のプロジェクトチームを設置いたしました。

また、先月23日には、阿波市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議を開催し、昨年度に実施した事業の実績報告、今年度を実施予定の事業について説明を行った上で、各委員から今後の取り組み方策についての建設的な意見をいただいたところであります。今後とも、このたび国から採択をいただいた地方創生加速化交付金の活用を図りながら、戦略の着実な進捗を図ってまいります。

次に、毎年好評をいただいております阿波オープンガーデン2016が、5月14日から16日にかけて3日間にわたり開催されました。バラ園や日本庭園、ハーブや野菜を植えたキッチンガーデンなど、会員11軒が丹精込めた自宅の庭を無料開放するとともに、訪れた観光客をハーブティーの提供など心のこもったおもてなしで年々知名度が高まっており、本年は約7,000人の観光客が訪れるなど、今や阿波市を代表するイベントに育っております。

5月28日には、阿波市戦没者追悼式を開催し、戦没者各位のみたまに対し謹んで追悼のまことをささげました。心ならずも遠い異郷の地で帰らぬ人となられた戦没者の皆様のご冥福を心からお祈り申し上げます。

次に、4月27日、阿波市土成町水田の前市議矢部嘉昭氏より、市に対しまして2,000万円のご寄附をいただき、市長室において寄附金の贈呈式が行われました。矢部氏におかれましては、平成19年3月にも阿波市社会福祉協議会に1,000万円のご寄附をいただき、本市発足後2回にわたりましてご支援いただいております。改めて心よりお礼を申し上げます。今回ご支援いただきました寄附金は、貴重な財源として、本市発展のため有効に活用させていただきたいと考えております。

また、先月18日には、小さな親切運動鴨島支部より災害用備蓄品贈呈式が市長室で行われ、筒井支部長より、熊本地震で備蓄の大切さを改めて痛感したとして、おむつ、生理用品計300パックの目録が贈呈されたところであります。

次に、5月29日、平成28年度御所小学校区自主防災組織連合会の防災訓練が行われました。当日は、児童、教職員、PTA、自主防災組織等から約600人の方が参加し、徳島県防災育成センター及び日本防災士機構認証防災士の講師による防災講演会や避難訓練、非常食の炊き出し等の訓練が行われたところであります。本市では、より一層災害に強い、安全・安心なまちづくりを目指し、地域一体となった防災・減災対策の充実に取り組んでまいります。

続いて、国、県に対する要望関係であります。

去る4月21日に、ホテル千秋閣において徳島県市長会議が開催されました。続いて5月19日には、第140回四国市長会議が愛媛県松山市で開催され、国への要望事項として全国市長会議に提出する議案10件を取りまとめました。本市からは、子ども・子育て支援の充実強化について提案し、児童虐待の対応強化に向けた児童福祉司等の専門職員配置のための財源確保を要望いたしました。また、学校施設環境改善に係る財源確保として、現行の学校施設環境改善交付金の充実についても要望を行い、いずれも今月7日、8日に開催される全国市長会議に提案することとなったところであります。

次に、5月20日、地方創生シンポジウム「消費者庁を徳島へ」が徳島クレメントホテルで開催され、基調講演として、前総務大臣・前岩手県知事の増田寛也氏から「地方創生と省庁移転～消費者庁を徳島へ実現の可能性」と題して講演がありました。続いて、飯泉知事、山口衆議院議員外3名により「東京一極集中は変えられるか」と題したパネルディスカッションが行われ、さまざまな観点から議論がなされるなど、消費者庁誘致に向けた機運が高まったところであります。

次に、5月23日、知事・市町村長会議が県庁で行われ、飯泉知事ら幹部と24市町村

長の意見交換が行われました。知事からは、2016年度の県の要望施策44項目の説明があり、市町村長に協力の依頼がありました。一方、市町村長からは、県立普通科高校の通学区域の見直し、国の地方創生推進交付金の獲得、移住・交流の促進に向けた情報発信など、地域の諸課題について意見交換を行ったところであります。

以上、ご報告申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第4 副議長の辞職について

○議長（江澤信明君） 日程第4、副議長の辞職についてを議題といたします。

副議長の榎原賢二君から副議長の辞職願が提出されております。

地方自治法第117条の規定により、榎原賢二君の退場を求めます。

（12番 榎原賢二君 退場 午前10時30分）

○議長（江澤信明君） まず、その辞職願を朗読させます。

妹尾事務局長。

○議会事務局長（妹尾 明君） それでは、議長の命令によりまして、副議長の辞職願を朗読させていただきます。

平成28年6月6日、阿波市議会議長江澤信明殿。

阿波市議会副議長榎原賢二。

辞職願。このたび徳島中央広域連合西消防署の設置場所の道筋がついたことにより、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（江澤信明君） お諮りいたします。

榎原賢二君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 異議なしと認めます。よって、榎原賢二君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（12番 榎原賢二君 入場 午前10時32分）

○議長（江澤信明君） 榎原賢二君、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました榎原賢二君からご挨拶があります。

榎原賢二君。

○12番（榎原賢二君） ただいま議長から辞職の許可をいただきまして、まことにあり

がとうございました。

一言辞職の挨拶をいたします。

まず、3月23日の本議会において、再度副議長にご推挙をいただき、そのときに就任の挨拶のときに西消防署の道筋がつけば、直ちに議長に辞職願を出すとの挨拶をさせていただきました。結果、4月22日、全員協議会において理事者の提案が議員各位の了承のもと、その後直ちに議長に辞職願を出した次第でございます。本日に至った次第でございます。6月3日、中央広域消防組合臨時議会において、西消防署の施設の場所が決定をした次第でございます。両市民の安全・安心のために一日も早く完成させるとの決意のもと、議会は閉会をいたしました。今後ともよろしくご指導お願いし、副議長の在籍2カ月15日の期間、ご指導ありがとうございました。副議長の辞職の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（江澤信明君） 暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、副議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については投票によって行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

阿部雅志君。

○14番（阿部雅志君） 指名推選でお願いします。

○議長（江澤信明君） 木村松雄君。

○13番（木村松雄君） 副議長の選任については、投票でお願いします。

~~~~~

## 追加日程第1 副議長選挙について

○議長（江澤信明君） 追加日程第1、これより副議長の選挙を行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○議長（江澤信明君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（江澤信明君） ただいまの出席議員数は18名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（江澤信明君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（江澤信明君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（江澤信明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○議長（江澤信明君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に松永渉君、吉田正君を指名いたします。よって、両名の立ち会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（江澤信明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 15票

無効投票 3票

有効投票中

藤川豊治君 14票

森本節弘君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。有効投票の4分の1以上であります。よって、藤川豊治君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました藤川豊治君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に当選されました藤川豊治君のご挨拶があります。

藤川豊治君。

○6番（藤川豊治君） ただいま投票によって副議長に選出されました藤川でございます。皆様のご支持により当選いたしました。今後は、議長を補佐し、公正公平で円滑な議会運営に努めてまいります。阿波市議会、阿波市の発展のために、微力ながら尽力いたすところでございます。今後とも皆様のご指導、ご鞭撻よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（江澤信明君） 暫時小休いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、地域活性化インターチェンジ特別委員会が開催され、地域活性化インターチェンジ設置特別委員長に樫原賢二君が互選されましたので、ご報告いたします。

~~~~~

日程第 5 議案第76号 平成28年度阿波市一般会計補正予算（第1号）につい

て

- 日程第 6 議案第 77号 阿波市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 78号 阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市一般会計補正予算（第8号）について）
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第 10 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 11 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について）
- 日程第 12 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について）
- 日程第 13 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について）
- 日程第 14 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の一部改正について）
- 日程第 15 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 16 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市青少年育成センター設置条例の一部改正について）
- 日程第 17 報告第 2号 平成27年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 18 報告第 3号 平成27年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

○議長（江澤信明君） 日程第5、議案第76号平成28年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてから日程第18、報告第3号平成27年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてまでの計14件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案させていただいております議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

提案させていただいております議案は、予算案件1件、条例案件2件、専決処分案件9件、報告案件2件の計14件についてお願いするものであります。

最初に、議案第76号平成28年度阿波市一般会計補正予算（第1号）については、追加補正予算額2億4,220万円であります。主なものといたしましては、土柱周辺ふれあい広場整備事業費、橋りょう点検業務委託料などであります。

次に、議案第77号阿波市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定については、地方分権の進展に伴い地方行政の高度化による専門的な知識、経験を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、一般職の任期付職員の採用に関する条例を制定し、地域防災マネージャー制度に基づく防災監を採用するものであります。

次に、議案第78号阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正については、災害の複雑化や援助活動の高度化に対応するため、現在の阿波市消防団の組織・体制を見直し、より効率的な活動ができることを目的に、新たに機能別消防班を設置し、従来の女性消防班に加えて、阿波方面第8分団から移行する職員消防班を位置づけるものであります。

続いて、承認第1号から承認第9号までは専決処分の承認を求めることについてであります。

まず、承認第1号につきましては、平成27年度阿波市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出それぞれ4億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億1,150万円とするものであります。

次に、承認第2号につきましては、平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ6,533万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,413万4,000円とするものであります。

次に、承認第3号につきましては、平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ1,120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,476万3,000円とするものであります。

次に、承認第4号につきましては、平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ401万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,528万8,000円とするものであります。

次に、承認第5号につきましては、平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ592万9,000円とするものであります。

次に、承認第6号につきましては、平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ1億1,232万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,750万8,000円とするものであります。

次に、承認第7号につきましては、阿波市税条例の一部改正についてであります。法人税改革の一環としての法人市民税の税率引き下げ等地方税法の一部改正を受け、関係する条文について市税条例の規定整備を行うものであります。

次に、承認第8号につきましては、阿波市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税の軽減判定所得の拡充のため、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴いまして、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、承認第9号につきましては、阿波市青少年育成センター設置条例の一部改正についてであります。吉野コミュニティセンターに設置しておりました阿波市青少年育成センターを吉野スポーツセンターに移すことにより、効率的な管理運営を行うものであります。

続きまして、報告第2号平成27年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。繰越事業は19事業で、繰越額合計は6億3,410万8,000円となっております。重立った明許繰越事業といたしましては、臨時福祉給付金給付事業1億8,358万9,000円であります。

次に、報告第3号平成27年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてでありま

す。土成連絡管布設工事、中央監視装置統合工事等で工期延伸が必要となったため、繰り越しを行うものであります。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申しあげまして、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、私のほうからは、議案第76号から承認第1号までの4件について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第76号平成28年度阿波市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億4,720万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表地方債補正による。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、主に当初予算成立後の事情変更によるものや国や県の制度設計が明らかになったもの、その調整や変更、また補助金の内示を受けたものなどを追加補正をお願いしているものでございます。

次に、4ページをお願いします。

第2表地方債補正についてであります。

今回追加をお願いするのは商工債で、限度額2,040万円で、土柱周辺ふれあい広場の公園整備に係るものであります。

次に、変更をお願いするのは総務債で、補正後の限度額は5,170万円で、補正前より公共施設等整備事業債1,880万円を増額しております。内容につきましては、市場支所の解体工事に係るものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

10款地方交付税が1億642万円の追加で計67億7,617万円に、17款寄附金が2,400万円の追加で計2,630万1,000円に、18款繰入金が3,846万円の追加で計14億2,297万1,000円に、21款市債が3,920万円の追加で計11億1,060万円となっており、補正額の合計は2億4,220万円の追加で、補正後の歳入合計額は178億4,720万円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてであります。

6款農林水産業費が2,049万4,000円の追加で計6億7,862万5,000円に、7款商工費が5,137万円の追加で計1億9,180万5,000円に、8款土木費が1億1,130万円の追加で計10億290万5,000円に、13款諸支出金が2,000万円の追加で5,017万2,000円となっており、補正額の合計は2億4,220万円の追加で、補正後の歳出合計額は178億4,720万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明させていただきます。

10ページ、11ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてであります。

一番上段の10款1項1目の地方交付税が1億642万円の追加となっておりますが、これにつきましては普通交付税であります。

中段の14款2項8目の土木費国庫補助金が1,748万4,000円の追加となっております。この主なものは、地方道整備事業に係る社会資本整備総合交付金でございます。

その下、15款2項6目の農林水産業費県補助金が1,490万6,000円の追加となっております。この主なものは、とくしま明日の農林水産業づくり事業補助金1,322万2,000円であります。

次に、12ページ、13ページをお願いします。

一番上の段の15款3項10目教育費委託金が230万円の追加となっております。この委託金の内容につきましては、実践的防災・安全教育総合推進事業委託金であり、市内の2つの小学校において防災教育を中心とした研修に取り組むとともに、防犯カメラ等シ

システム設置もいたします。

その下、17款1項1目一般寄附金が2,400万円の追加となっており、その内容につきましては、土成町の矢部嘉昭氏から一般寄附金として2,000万円の寄附が寄せられたことに加え、ふるさと納税の増収を400万円見込んだものであります。

次に、歳出についてであります。

16ページ、17ページをお願いします。

上段の2款1項1目の総務管理費が630万3,000円の追加となっております。内訳として、17ページにございます1細目の一般管理費では、防災監の人件費などとして468万5,000円、21細目熊本地震被災地支援費161万8,000円は熊本県への本市の職員派遣費を計上しております。

下ほどの10目の情報ネットワーク費が216万円の追加となっており、これにつきましては、音声告知端末関連機器更新に伴う設計監理委託料であります。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

4款2項2目の塵芥処理費が1,121万2,000円の追加となっており、この主なものは、アームロール車の購入に伴う備品購入費1,028万5,000円となっております。

7款1項2目の観光費について5,137万円の追加となっており、その内容は、土柱周辺ふれあい広場整備事業を都市再生整備計画事業として実施するものでございます。

中段の8款2項4目の補助事業であります地方道整備事業費が7,370万円の追加となっております。これにつきましては、国の交付金確定に伴う追加補正予算であります。

次に、24ページ、25ページをお願いいたします。

上段の10款5項7目埋蔵文化財発掘調査費が1,048万7,000円の追加となっており、その内容につきましては、市道奈良坂東西線新設工事に伴う埋蔵文化財の緊急調査事業費であります。

次に、最終28ページをお願いします。

この調書につきましては、4ページの地方債補正に基づき調製したものです。

一番右側の下の当該年度末現在高見込み額の合計額は229億6,854万7,000円となっております。

以上、議案第76号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第77号について補足説明をさせていただきます。

議案第 77 号阿波市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について。

阿波市一般職の任期付職員の採用に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 6 日提出、阿波市長。

条例制定の概要として、現在地方分権の進展等に伴い、地方行政が以前よりも増して高度化、専門化しております。このことから、専門的な知識、経験またはすぐれた識見を有する者の任期を定めた地方公共団体への採用を円滑化することを目的とした地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が制定されております。これを受けまして、本市の防災監として自衛隊員のOBを採用するためには、一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定が必要であり、このたびこの条例を制定するものでございます。また、条例にあわせて、予算につきましても、先ほど説明いたしました平成 28 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 号）において人件費等を予算計上させていただいております。また、その財源につきましては、昨年国において創設された地域防災マネージャー制度により特別交付税で 2 分の 1 が財政措置される制度を活用する予定としております。

また、条例中第 3 条の任期の更新において、あらかじめ当該職員の同意を得て、採用した日から 5 年を超えない範囲で任期を更新できるとしております。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

以上、議案第 77 号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第 78 号について補足説明をさせていただきます。

議案第 78 号阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正について。

阿波市消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 6 月 6 日提出、阿波市長。

阿波市消防団において近年の災害の複雑化、救助活動の高度化に対応することが求められております。今年 1 月には、火災や自然災害などで発生する救助事案に対応できるよう救助用資器材を搭載した救助用消防車を新たに配備したところであり、消防車の運用に当たっては、市役所本庁から市内全域に出動できる体制整備を充実させる必要があります。これらを踏まえ、今回の条例を一部改正するものであります。

主な改正内容といたしまして、阿波市消防団の従来組織・体制の見直し、より効率的に活動することを目的として新たに機能別消防班を設置いたします。この機能別消防班とは、ある活動に特化した班で、阿波市消防団直属として位置づけます。機能別消防班のメ

ンバーとしては、従来からある女性消防班と阿波市の職員消防班を配置することとしております。その活動内容といたしましては、女性消防班には主に防火広報活動に従事してもらい、阿波市の職員消防班には阿波市内全域を対象地域として、先ほど申しあげました救助用資機材を搭載した消防車を扱い、また市役所が勤務地であるため、平日昼間の災害にも迅速に対応できるようにしたいと考えております。これにより、階級別の人員の変更を行いますが、消防団全体の人員は改正前と変更ございません。

次に、支給品の貸与として、機能別消防班が設置されることに伴い、地域別分団と同様に消防編み上げ靴を貸与できることとしております。

施行日につきましては、平成28年7月1日としております。

以上、議案第78号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第1号についての補足説明をさせていただきます。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度阿波市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

次に、予算書の1ページをお願いします。

専決第1号平成27年度阿波市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億1,150万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

平成28年3月31日専決、阿波市長。

この補正予算（第8号）につきましては、歳入面では地方交付税や国県支出金などの確定に伴う補正と、歳出面では不用額について減額補正を講じ、財政調整基金などの積み立てを行うことなどの予算の最終調整を講じ、的確な決算を実施することを目的としたものでございます。

次に、6ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正についてであります。

1の追加として、地域住宅支援事業など2事業で3,649万3,000円をお願いするものです。

2の変更につきましては、さらなるセキュリティ強化を目的とした自治体情報システム強靱性向上事業や道路新設改良事業、土木施設災害復旧事業などの5事業について変更をお願いするものです。

補正前の金額は、合計額が1億3,673万6,000円となっており、2,458万8,000円を減額し、補正後の合計額は1億1,214万8,000円となっております。

次に、右側の7ページをお願いします。

第3表地方債補正であります。

この補正につきましては、上水道事業一般会計出資債や公営住宅債などの5項目について変更をお願いするものです。補正前の限度額は、合計額で5億4,720万円となっており、6,440万円を減額して、補正後の限度額は計4億8,280万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

中段の10款地方交付税が4億3,757万5,000円の追加で計86億5,599万8,000円に、14款国庫支出金が1億7,925万3,000円の減額で計25億230万1,000円に、21款市債が6,440万円の減額で計12億2,170万円となっており、補正額の合計は4億5,700万円の追加で、補正後の歳入合計額は203億1,150万円となっております。

次に、12ページ、13ページをお願いします。

歳出につきましては、3款民生費が1億6,317万6,000円の減額で計66億6,270万8,000円に、8款土木費が7,236万円の減額で計16億4,054万4,000円に、13款諸支出金が8億887万6,000円の追加で計21億3,304万円となっており、補正額の合計は4億5,700万円の追加で補正後の歳出合計は203億1,150万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明させていただきます。

18ページ、19ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてであります。

10款1項1目の地方交付税が4億3,757万5,000円の追加となっておりますが、これにつきましては特別交付税の確定に伴うものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いします。

中ごろの14款1項3目の民生費国庫負担金が5,315万3,000円の減額となっておりますが、この主なものは、4節生活保護費負担金5,337万円の減額であります。

次に、22ページ、23ページをお願いします。

14款2項2目の総務費国庫補助金が1,713万9,000円の減額となっており、この主なものは、社会保障・税番号制度システム整備補助金1,193万6,000円の減額などによるものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いします。

21款1項の市債が6,440万円の減額となっております。主なものとして、8目の土木債が5,180万円の減額となっており、公営住宅整備事業債が4,870万円の減額などとなっております。

続いて、歳出についてでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

中段の3款2項1目の老人福祉総務費が1,568万2,000円の減額となっており、主なものは、41ページの26細目介護保険特別会計繰出金の実績見込みに伴う1,343万9,000円の減額でございます。

次に、44ページ、45ページをお願いします。

3款4項2目の生活保護費の扶助費が、実績見込みに伴い1億700万円の減額となっております。

次に、52ページ、53ページをお願いいたします。

8款2項6目の周辺対策事業費が工事請負費を含む3,860万円の減額となっております。

その下、8款4項1目住宅管理費では2,900万円の減額となっており、内容は地域住宅支援事業費の工事請負費であります。

次に、60ページ、61ページをお願いいたします。

13款2項1目基金費が8億887万6,000円の追加となっております。この主なものとしては、財政調整基金積立金が4億4,000円、減債基金積立金が4億円などとなっております。

なお、平成27年度末の基金の現在高は約133億1,400万円を見込んでおります。

次に、最終の62ページをお願いいたします。

この調書につきましては、7ページの地方債補正に基づき調製したものであります。

一番右側の下側で、当該年度末現在高見込み額の合計は243億5,236万円となっております。

以上、議案第76号から承認第1号についての補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 坂東市民部長。

○市民部長（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、承認第2号から承認第5号についての4件について補足説明をさせていただきます。

最初に、承認第2号をお願いいたします。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

次に、予算書の1ページをお願いします。

専決第2号平成27年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,533万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億4,413万4,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月31日専決、阿波市長。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いします。

今回の補正に関しましては、歳入面では国庫支出金、県支出金や交付金などの額の確定したもの、現段階で実績見込みができるものについて増減額の調整を行うとともに、歳出面では決算見込みにより増減額の調整を行ったものです。

歳入の主なものは、3款国庫支出金1,172万7,000円の減額、9款繰入金5,297万1,000円の減額、11款諸収入が300万円の増額で、補正額の総額は6,533万4,000円の減額で、歳入合計額は55億4,413万4,000円となります。

次に、3ページ、歳出についてでございます。

歳出の主なものは、2款保険給付費が6,343万4,000円の減額、8款保健事業費が140万円の減額、補正額の総額は歳入額と同額の6,533万4,000円の減額で、歳出総額は55億4,413万4,000円となります。

以上、承認第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第3号をお願いいたします。

承認第3号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第3号平成27年度阿波市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,120万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,476万3,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月31日専決、阿波市長。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いします。

今回の補正予算に関しましては、決算見込みにより増減額の調整を行ったものです。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料が1,097万1,000円の減額、4

款繰入金が484万6,000円の減額、5款繰越金が611万7,000円の増額となっています。補正額の総額は1,120万円の減額で、歳入総額は4億3,476万3,000円となっています。

次に、3ページ、歳出でございますが、2款後期高齢者医療広域連合納付金が1,000万円の減額、3款諸支出金が120万円の減額となっています。歳出総額は歳入額と同額の1,120万円の減額で、歳出総額は4億3,476万3,000円となっています。

以上、承認第3号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第4号をお願いいたします。

承認4号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いいたします。

専決第4号平成27年度阿波市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ401万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,528万8,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月31日専決、阿波市長。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、一条西地区及び柿原東地区の農業集落排水施設管理費について不用額が生じるものについて減額補正の措置を行い、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

歳入の主なものは、5款繰入金429万5,000円の減額となっています。補正額の総額は401万2,000円の減額で歳入総額は1億2,528万8,000円となっています。

次に、3ページ、歳出につきましては、2款事業費が401万2,000円の減額とな

っており、歳出総額は歳入額と同額の401万2,000円の減額で、歳出総額は1億2,528万8,000円となっています。

以上、承認第4号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、承認第5号をお願いいたします。

承認第5号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

予算書の1ページをお願いします。

専決第5号平成27年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ592万9,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月31日専決、阿波市長。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正をお願いいたします。

今回の補正予算に関しましては、貸付金元利収入の増額補正等措置を行い、一般会計へ繰り出しするものでございます。

歳入につきましては、2款諸収入187万4,000円の増額、4款繰越金が32万6,000円の増額で、補正額の総額は220万円増額となり、歳入総額は592万9,000円となっています。

次に、3ページ、歳出につきましては、3款諸支出金が220万円の増額で、補正額の総額は歳入額と同額の220万円増額となり、歳出総額は592万9,000円となっています。

以上、承認第2号から承認第5号についての補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、承認第6号について

補足説明をさせていただきます。

承認第6号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）を別冊のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

専決第6号平成27年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,232万6,000万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億4,750万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成28年3月31日専決、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明いたします。

今回の補正予算につきましては、歳入面では国庫支出金や支払基金交付金などの額の確定、歳出面につきましては不用額についてそれぞれ最終調整を行い、減額補正を行ったものでございます。

歳入の主なものにつきましては、3款国庫支出金が4,483万5,000円の減額で計10億6,146万円に、4款支払基金交付金が3,011万1,000円の減額で計11億2,268万5,000円に、5款県支出金が1,978万円の減額で計5億8,291万9,000円に、8款繰入金1,343万9,000円の減額で計6億6,288万円となっており、補正額の合計は1億1,232万6,000円の減額でございます。補正後の歳入合計額は42億4,750万8,000円となっております。

次に、8、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものとしたしましては、2款保険給付費が1億1,143万3,000円の減額で計40億394万7,000円となっており、補正額の合計は1億1,232万6,000円の減額でございます。補正後の歳出合計額は42億4,750万8,000

円となっております。

以上、承認第6号の補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（江澤信明君） 坂東市民部長。

○市民部長（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、承認第7号と承認第8号について補足説明をさせていただきます。

最初に、承認第7号をお願いいたします。

承認第7号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、関係する条文について阿波市税条例の一部改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、大きく分けて4点ございます。

1点目、税の延滞金に係る計算期間の見直しを行うものです。修正申告により税額が増減する更正があった場合に、当初の税額との差額分について延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算をすることに改正されました。施行期日については、平成29年1月1日となります。

2点目は、法人税における法人税割の引き下げを行うものであり、法人税割の税率が引き下げられたことに伴い、税率を「12.1%」から「8.4%」へ引き下げを行います。施行期日については、平成29年4月1日となります。

3点目は、軽自動車税における環境性能割の導入でございます。税率は、燃費基準値、達成度等に応じて決定をされます。施行期日については、平成29年4月1日となります。

4点目は、軽自動車税が種別割へと名称変更になります。環境性能割の導入に伴い、軽自動車税の表記を種別割に改めます。施行期日については、平成29年4月1日となります。

以上、承認第7号についての補足説明とさせていただきます。

次に、承認第8号について補足説明をさせていただきます。

承認第8号をお願いいたします。

承認第8号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する等の法律及び地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が本年3月31日に公布されたことに伴い、阿波市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容といたしましては、1点目、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「52万円」から「54万円」に、後期高齢者支援金等に係る課税限度額を「17万円」から「19万円」にそれぞれ2万円引き上げを行うものです。

2点目は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げ等を行うものです。5割軽減につきましては、対象となる世帯の軽減判定に被保険者数に乗すべき金額を「26万円」から「26万5,000円」に、2割軽減につきましては「47万円」から「48万円」に引き上げを行うものです。施行期日については、平成28年4月1日となります。

以上、承認第7号と承認第8号についての補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 後藤教育次長。

○教育次長（後藤 啓君） 議長の許可をいただきましたので、承認第9号について補足説明をさせていただきます。

承認第9号をお願いいたします。

承認第9号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、阿波市青少年育成センター設置条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

阿波市青少年育成センターは、合併後、吉野コミュニティセンター1階を活動拠点としておりましたが、施設の管轄が吉野支所のため、利用に際して不都合な場合があります。

た。また、主な事務処理は阿波市教育委員会社会教育課の職員が行っているため、社会教育課の管理施設である吉野スポーツセンターへ移転し執務することにより、育成センターの業務と吉野スポーツセンターの効率的な管理運営と経費削減も図れます。

なお、本年2月に開催されました青少年育成センター運営委員会及び青少年補導員連絡協議会で移転に伴う概要説明を行い、承諾をいただいたところであります。調整業務もあわせて実施していたため時間を要し、今回専決処分の承認をお願いするものであります。

主な改正内容としては、阿波市青少年育成センター設置条例では第3条で名称及び位置を定めており、位置を「阿波市吉野町西条字大西28番地」から「阿波市吉野町西条字大西6番地1」に変更するものであります。施行日は、平成28年4月1日からとさせていただきます。

以上、承認第9号の補足説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、報告第2号について補足説明をさせていただきます。

報告第2号平成27年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

裏面の計算書をごらんください。

最初に、表の左から5列目に記載しております翌年度繰越額の合計は6億3,410万8,000円で、事業数は19事業となっており、繰越事業に要する一般財源額は計算書の一番下の段の右端合計の1億5,448万2,000円となっております。

次に、繰越事業の主なものを申し上げますと、平成27年度国の補正予算（第1号）に関連して、2款1項の自治体情報システム強靱性向上事業2,034万9,000円、2款3項の個人番号カード交付事業1,074万5,000円、3款1項の臨時福祉給付金給付事業が1億8,358万9,000円、6款1項農業費と9款1項消防費を合わせて、地方創生加速化交付金事業として5,620万円などがあります。その他4款3項の上水道出資事業が1億2,830万円、8款2項の地方道整備事業が6,026万1,000円となっております。これらの全ての繰越事業の早期の竣工に努めることにより、地域のインフラ整備と住民福祉の向上に寄与できるものと考えております。

以上、報告第2号の補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江澤信明君） 阿部水道課長。

○水道課長（阿部 守君） 議長の許可をいただきましたので、報告第3号について補足説明をさせていただきます。

報告第3号平成27年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成28年6月6日提出、阿波市長。

次のページをお願いいたします。

平成27年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額が4件、同法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額が1件の合計額2億9,800万円となっております。内訳でございますが、配水給水管布設替工事につきましては、支払い義務発生額が4,718万8,000円、翌年度繰越額が600万円でございます。財源につきましては、当年度損益勘定留保資金を予定しております。これは、土成地区の取水ポンプの不良により洗管等ができないため工期延伸が必要となり、繰り越すものでございます。

次に、土成連絡管布設工事費翌年度繰越額9,000万円でございます。財源内訳としまして出資金4,500万円、当年度損益勘定留保資金4,500万円を予定しております。これは、県との協議、計画に必要以上の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、加圧ポンプ等購入費翌年度繰越額1,000万円、財源としまして当年度損益勘定留保資金を予定しております。これは、ポンプの製作に日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、中央監視装置統合工事等翌年度繰越額1億7,000万円、財源内訳としまして、出資金8,500万円、当年度損益勘定留保資金8,500万円を予定しております。これは、施設状況及び監視項目の協議、計画に一定以上の日数を要したため、繰り越すものでございます。

次に、上水道基本計画策定業務翌年度繰越額が2,200万円でございます。財源につきましては、当年度損益勘定留保資金を予定しております。これは、耐震化計画等の策定方法の協議、計画に必要以上の日数を要したため、繰り越すものでございます。

以上、平成27年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

きます。

○議長（江澤信明君） 以上で補足説明が終わりました。

本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、15日10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後0時19分 散会